

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 宮内 修嗣

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
3K6Z13C00220	3K831AE1024 0001						
品名 または 件名							
指揮所訓練統裁支援サービスにかかわるインストール支援役務（委託）							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
現地							
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
				令和6年3月29日（金）			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ (<http://www.mod.go.jp/gsdf/dc/cfin/html/>)

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和5年10月17日（火）10時00分 中央会計隊入札室（E-1棟 6F）

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 契約書作成の要否

ア 契約金額が50万円以上の場合は請書、150万円を超えた場合は契約書を作成し提出すること。
契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

イ 適用する条項

- 「役務請負契約条項」
- 「談合等の不正行為に関する特約条項」
- 「暴力団排除に関する特約条項」
- 「情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項」

(3) その他

- ア 競争参加資格の年度は令和04・05・06年度とする。
- イ 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。
- ウ 郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、入札開始日の前日17時00分（前日が休日及び休養日の場合は、その前日）までに担当者必着分を有効とする。
- エ 代理による入札は、入札時までに委任状を提出すること。

- オ 入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書（写）」を提出すること。（メール又はFAX可）
カ 郵便入札があった場合の再度入札は別途執行日時を示して後日執行する。
キ その他の項目については別紙による。
ク 不明事項等の問い合わせ先

中央会計隊契約科第3班 野高 (TEL : 03-3268-3111内線47567)
(FAX : 03-5269-5135(直通))

仕様書に関する問い合わせ先
陸上幕僚監部システム開発隊 天野 (TEL : 03-3268-3111内線42824)

1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令165号)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。

2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。
- (3) 電報及び電話による入札。
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があつた場合または契約に反する事態が生じた場合

3 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従つて契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	仕様書番号	
指揮所訓練統裁支援サービスにかかわるインストール支援役務（委託）	シス開第53号	
	防衛大臣承認	令和 年 月 日
	作成	令和 5年 9月 6日
	変更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	システム開発隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、指揮所訓練統裁支援サービスにかかわるインストール支援役務（仮称）（以下，“本役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書に用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001及びHS-X192764による。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時の最新版とする。

なお、契約締結後、当該文書に改正があった場合、その適用については別途協議するものとする。

1.3.1 引用文書

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001	陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
GLT-CG-Z000009	陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書
GS-C906578	陸自クローズ系クラウド基盤借上（中央拠点）（その4） （04増設）
GS-C906579	陸自クローズ系クラウド基盤借上（中央拠点）（その5） （04増設）
HS-X192764	指揮所訓練センター用ソフトウェアの改修（令和4年度歳出分）

b) 法令等

取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）[防衛調第4608号(19.4.27)]

1.3.2 関連文書

a) 仕様書

HS-X192789	指揮所訓練センター用ソフトウェアの改修（令和4年度国債分）
HS-X507989	陸自クローズ系クラウド基盤に係るシステムインテグレーション役務

b) 法令等

情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について(通知)
(装プ武第188号。31.1.9)

c) その他

指揮所訓練統裁支援サービスソフトウェア システム概要設計書
指揮所訓練統裁支援サービスソフトウェア システム詳細設計書・プログラム設計書

2 本役務に対する要求

2.1 一般的要求事項

中央基地システム通信隊で保有するGS-C906578及びGS-C906579(以下、“実機サーバ”という。)に対し、指揮所訓練統裁支援サービス(以下、“本サービス”という。)のバージョンアップによるインストール作業等に関する技術支援とする。

2.2 技術支援役務内容

技術支援役務内容は、調達要領指定書による。

2.3 期間・工数

期間・工数は、調達要領指定書による。

2.4 実施場所

実施場所は、調達要領指定書による。

2.5 役務時間等

役務時間等は、次による。

2.5.1 役務時間

役務時間は、1日あたり7.75時間/人を基準とし、監督官が指定する日を除くものとする。

2.5.2 実施回数等及び日程等

実施回数等及び日程等は、調達要領指定書による。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等(以下、“担当官”という。)の定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 技術支援役務従事者の条件

技術支援役務従事者の条件は、次による。

- a) 本サービスにおけるシステム概要設計書、システム詳細設計書及びプログラム設計書について理解しているものとする。
- b) 本サービスの運用並びに詳細設計、プログラム設計、製造及びテストの業務について理解しているものとする。
- c) 陸自クローズ系クラウド基盤上での本サービスの実機サーバ配置及び設定について理解しているものとする。

4.2 提出書類

提出書類等は、表1によるものとし、契約の相手方は、システム開発隊の確認を受けた後、提出す

るものとする。

表1-提出書類等

番号	提出書類	提出時期及び要領	数量	提出先	提出媒体
1	技術支援役務実施計画書	契約締結後速やかに提出	1部	監督官	紙媒体：A4
2	技術支援役務従事者名簿	図1により，契約締結後速やかに提出	2部	契約担当官等及び監督官に各1部	紙媒体：A4
3	役務時間確認書	図2により，翌月の10日までに提出	1部	契約担当官等	紙媒体：A4
4	役務時間確認書（個別）	図3により，翌月の10日までに提出	1部	監督官	紙媒体：A4
5	役務実施場所報告書	図4により，役務終了時速やかに提出	1部	監督官	紙媒体：A4
6	技術支援月報	翌月の10日までに提出 様式は任意	1部	監督官	紙媒体：A4
<p>注記1 技術支援役務従事者名簿の変更又は追加が生じた場合は，速やかに，契約担当官等及び監督官に再提出するものとする。</p> <p>注記2 役務時間確認書は，監督官の確認を受けた後，契約担当官等に提出するものとする。</p>					

4.3 秘密保全

秘密保全は，次による。

- a) 契約の相手方は，本役務に係る物件，文書などで“注意”又は“部内限り”に指定されたものの取扱いは，“取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）”により，その取扱いには万全の注意を払わなければならない。
- b) IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応については，GLT-CG-Z000009の2.2による。
- c) 契約の相手方は，本役務の履行により直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期すとともに，それらの部外への利用，公表等を防衛省の許可なく行ってはならない。

4.4 無償貸付品

無償貸付品は，GLT-CG-Z000001の箇条5によるものとし，官側が必要と認めたものについて無償貸付を受けることができる。

4.5 官側の支援

契約の相手方は，本役務の履行に当たり，官側が認める場合，次の事項について所要の支援を受けることができる。

- a) 駐屯地施設の立入り及び施設の利用
- b) 役務実施場所での電力，用水などの使用
- c) 作業に必要な機器の使用
- d) 必要な資料などの閲覧
- e) その他官側が必要と認めた事項

4.6 仕様書に関する疑義

仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

技術支援役務従事者名簿

令和 年 月 日

会社名：

調達要求番号	所	契約番号	職	契約件名	氏名

図1—技術支援役務従事者名簿

役務時間確認書

契約相手方		調達要求番号	
契約件名			
契約番号		契約年月日	
役務実施期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
氏名	所属会社名	所属部門	作業時間
		計	
<p>上記のとおり確認しました。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>分任支出負担行為担当官 殿</p> <p style="text-align: right;">監督官 所 属 階級 氏名 印</p>			
<p>上記のとおり相違ありません。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">技術支援役務 責任者氏名 印</p>			

備考 別紙様式図3を添付し、監督官の確認を受けるものとする。

図2-役務時間確認書

役務実施場所報告書

年月日：

会社名：

調達要求番号	契約番号	契約件名	監督官 印	責任者 印
技術支援役務従事者		役務実施内容	時間	
		実施場所		

図 4-1 役務実施場所報告書

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	3K831AE1024
	調達要求年月日	令和 5 年 9 月 6 日
	作成部課	システム開発隊
	作成年月日	令和 5 年 9 月 6 日
品名	指揮所訓練統裁支援サービスにかかわるインストール支援役務（委託）	
仕様書番号	シス開第53号	

指定事項：

- 1 2.2に示す技術支援役務内容は表1による。

表1－技術支援役務内容

番号	項目	技術支援役務内容
1	インストール支援	バージョンアップに伴うソフトウェアのインストール及び修正パッチの適用作業に関する技術支援
2	動作確認	インストール後の動作確認に関する技術支援
3	その他	動作確認後、異常があった場合の原因調査、修復及びリカバリ等の必要な技術支援

- 2 2.3に示す期間・工数は次による。

(1) 期間（基準）

契約締結日～令和6年3月29日

(2) 工数

役務工数は、延べ1860人時以上とする。

- 3 2.4に示す実施場所については、下記及び監督官から承認を受けた場所とする。

陸上自衛隊 市ヶ谷駐屯地 システム開発隊

- 4 2.5.2に示す実施回数については4回まで、日程等については10日間／回を基準とする。

なお、細部期間及び日程等については、監督官と協議し決定するものとする。